

令和8年度住み続けたいまち山辺住宅建設等支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、山辺町における持家住宅等の建設促進による住環境の整備、地元関連業界の振興、消費需要の拡大及び景気浮揚、さらに定住促進を図るため、持家住宅等の建設工事に要する経費に対して、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関し山辺町補助金等の適正化に関する規則（平成3年規則第13号。以下、「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 町内 山辺町内をいう。
- (2) 持家住宅等 町内に自ら居住する住宅、町内で自ら営む店舗及び町内で自ら使用する小屋、車庫、門、塀等の附属建築物（基礎構造を有するものに限る。）のうち、自ら居住する住宅と同一の敷地内にあるものをいう。
- (3) 建設工事 持家住宅等の増改築工事、改修工事をいう。
- (4) 町内業者 町内に住所を有する個人事業者又は町内に本店、支店若しくは営業所を有している法人をいう。
- (5) 諸税等 町県民税、軽自動車税、固定資産税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、下水道使用料、下水道受益者負担金、町営住宅使用料、大蔵簡易水道使用料、築北簡易水道使用料、杉下飲料水供給施設使用料、西黒森・櫛実沢・摂待飲雑用水供給施設使用料をいう。

(交付対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- (1) 持家住宅等の建設工事を行う者
- (2) 建設工事において、町内業者と請負契約を締結する者
- (3) 申請時において本町に住所を有する者又は工事完了届の提出までに本町に転入し、居住する予定である者
- (4) 建設工事を行う持家住宅等に居住する全員について諸税等に滞納がないこと。
- (5) 令和8年2月26日までに、工事完了届を提出することができる者
- (6) 山辺町暴力団排除条例（平成24年条例第10号）第2条第3号に規定する暴力団員等又は同上第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員等と密接な関係を有する者でないこと。

(交付対象工事)

第4条 補助金の交付の対象となる建設工事（以下「交付対象工事」という。）は、町内

業者と請負契約を締結するものに限る。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、建設工事に要する費用の総額に5分の1を乗じて得た額又は24万円のいずれか低い額とする。

2 建設工事に要する費用には、工事に附随する設計費及び工事監理に要する経費並びに消費税・地方消費税を含めることができる。

3 第1項の規定により算定した補助金の額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

4 補助金の交付は、交付対象者及び交付対象工事を行う住宅1戸につき1回限りとする。

(交付申請)

第6条 規則第5条の規定にかかわらず、補助金交付申請書の様式は、住み続けたいまち山辺住宅建設等支援事業補助金交付申請書(様式第1号)(以下「補助金交付申請書」という。)によるものとする。

2 交付対象者は、当該申請に係る建設工事に着手する前までに、補助金交付申請書に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 建設工事設計図
- (2) 建設工事に係る見積書の写し
- (3) 建設工事の施工箇所の写真(着工前のもの)
- (4) 住民票謄本
- (5) 前年度の納税証明書(町外在住者のみ)
- (6) その他町長が必要と認める書類

(申請内容の変更等)

第7条 交付申請者が、交付対象工事の内容の変更又は中止について承認を受けようとする場合は、山辺町住宅等建設工事内容変更(中止)承認申請書(様式第2号)を町長に提出しなければならない。

(交付決定等の通知)

第8条 規則第8条及び第10条第3項に規定する交付決定等の通知は、住み続けたいまち山辺住宅建設等支援事業補助金交付決定通知書(様式第3号)、住み続けたいまち山辺住宅建設等支援事業補助金変更決定通知書(様式第4号)及び住み続けたいまち山辺住宅建設等支援事業補助金不支給決定通知書(様式第5号)によるものとする。

2 町長は、補助金の交付決定に当たり、交付の目的を達成するために必要な条件を付すことができる。

(実績報告)

第9条 規則第14条の規定にかかわらず、実績報告書の様式は、山辺町住宅等建設工事完了報告書(様式第6号)(以下「工事完了報告書」という。)によるものとする。

2 交付対象者は、工事完了報告書を工事完了の日から1月を経過した日若しくは令和9年2月26日のいずれか早い日までに町長に提出しなければならず、添付すべき書類は次のとおりとする。

- (1) 建設工事の施工箇所の写真（工事中及び工事完了後のもの）
- (2) 建設工事に係る工事請負契約書及び領収書の写し
- (3) 住民票謄本（申請時に本町に住所を有していない場合）
- (4) その他町長が必要と認める書類
（補助金額の確定）

第10条 町長は、補助金の額を決定した場合は、住み続けたいまち山辺住宅建設等支援事業補助金額確定通知書（様式第7号）により交付対象者に通知するものとする。

（補助金額の請求）

第11条 交付対象者は、前条の規定による補助金額の確定の通知を受けたときは、速やかに住み続けたいまち山辺住宅建設等支援事業補助金請求書（様式第8号）を町長に提出しなければならない。

（適用除外）

第12条 建設工事が建築基準法（昭和25年法律第201号）を含めた他の法令を順守しない又はこれらの法令に定める手続を適切に行わない工事には、適用しない。

- 2 交付申請者が他制度による補助金等（利子補給制度を含む。ただし、令和8年度山辺町木造住宅耐震改修等補助金を除く。）との重複申請をした場合には、原則適用しない。
- 3 第8条の交付決定の日より前に建設工事に着工した場合には適用しない。
- 4 工事完了報告書の提出時までに山辺町に転入し、居住することができない者には適用しない。

（補助金の返還）

第13条 補助金の交付を受けた者が前条までの規定に違反した場合、町長は補助金の返還を求めることができる。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、令和8年4月1日から施行する。

（失効）

- 2 この告示は、令和9年3月31日限りその効力を失う。

（失効に伴う経過措置）

- 3 前項の規定にかかわらず、令和9年3月31日までに交付された補助金については、こ

の告示の失効後も、第13条の規定は、なおその効力を有するものとする。